

第5回「(仮称) 新宿区町会・自治会活性化推進条例」検討委員会

令和6年7月4日(木) 午後3時

新宿区役所本庁舎6階第4委員会室

出席者：16名、欠席者：4名

事務局：地域コミュニティ課長、竹本コミュニティ係長、蓬田主査、一瀬主査

株式会社ダイナックス都市環境研究所橋本、北坂、鈴木

A委員 ただいまから第5回(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例検討委員会を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

議事に入ります前に、資料の確認を事務局からお願いしたいと思います。

地域コミュニティ課長 地域コミュニティ課長の村上です。

資料の確認の前に、検討委員会の委員名簿の更新についてご報告をさせていただきます。

右上に6月4日時点というふうに書かれました(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例検討委員会の委員名簿を机の上に置かせていただいております。委員の変更はございませんけれども、新宿区町会連合会の役員の人事の改選がございまして、松川会長なのですけれども、これまで新宿区商店会連合会の会長ということでございましたけれども、そちらに新宿区町会連合会の会長も兼務をされるということで記載をさせていただいております。

また、谷口会長でございますけれども、区町連の理事から副会長にご就任をいただいておりますので、そちらの変更で記載がございました。

また、大浦前区町連の会長につきましては、参与というような形で役職が変わってございますので、このとおりでご承知おきをいただければと思います。

名簿については以上でございます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。本日全て机の上に置かせていただいておりますが、まず1つ目が、本日の次第でございます。次第の下が今申し上げた委員名簿、そして資料の1といたしまして、第3回(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例の検討に向けた意見交換会の結果概要という表題の資料、こちらは町会・自治会の皆様との意見交換会の結果の概要です。

そして、資料の2といたしまして、(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例(素案)についてです。

そして、資料の3が、そのパブリック・コメントの実施に関わる資料ということで、条例制定に向けたパブリック・コメントの資料になってございます。

そして、資料の4といたしまして、(仮称)新宿区町会・自治会活性化等推進プランの策定についてという資料になります。

そして、第5回、本日の検討委員会のご意見用紙、今後の検討委員会の日程表(予定)をお配りさせていただいてございます。

資料については以上でございます。

本日の進め方ですけれども、1時間程度経過した時点で休憩を少し挟みまして、終了については午後5時を予定してございます。

以上です。委員長、よろしくお願いいたします。

A委員 ありがとうございました。

この間、法制担当とご協議いただいていた、非常に精力的に話して、本格的に条例をつくるのだなという臨場感のようなものが伝わってきて、一生懸命やっておられるというふうに思います。

本日は、条例の素案を確認するというのがメイン議題でありますけれども、素案と言っているのは、パブリック・コメントにかける、この後、今日ここでご議論いただいた後、微修正がいろいろあるかも分かりませんが、基本的に今日ご議論いただいた結果を受けて素案を固めて、それでパブリック・コメントにかけるという手順になります。そういう非常に重要な局面ですので、今日もぜひ活発なご議論をお願いしたいと思います。

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。次第の2になろうかと思います。町会・自治会との意見交換会の結果についてのご報告をお願いいたします。

地域コミュニティ課長 お手元の資料の1をご覧くださいませでしょうか。第3回の意見交換会の結果の概要でございます。

開催の概要ですけれども、この検討委員会でも5月23日にご確認をいただきましたこの条例のたたき台をテーマに、各10地区の町会・自治会の皆様との意見交換会を5月27日から6月19日までの期間で開催をさせていただきました。

めくっていただきまして、2ページをご覧くださいまして、合計126町会139名の町会・自治会の皆様にご参加をいただきまして、172件ほどのご意見を頂戴いたしまし

た。

この資料の1は概要ということで、その全件の一覧につきましては、お手元のデータ資料集の10番ということでつけさせていただいております。そちらの全件については、お時間があるときにご確認をいただければと思います。私の説明は、この資料の1でご説明したいと思っております。

まず、3ページをご覧ください。

ご意見につきましては、大きく前文、総則、役割、区の責務、施策の推進その他ということで、カテゴリー別に整理をさせていただきました。

まず、3ページのところのⅠ) 前文についてのご意見ですけれども、(ア)、(イ)、(ウ)とございますけれども、(ウ)の部分ですが、町会が何をして、何を目的とする団体であるのか、前文で書かれているので、今後、町会について説明するときに活用したいというようなご意見。それから条例ができることで、町会活動がやりやすくなるのではないかなというようなご意見を頂戴しております。

また、Ⅱ) 総則についてでございます。(ウ)をご覧くださいまして、基本理念についてご意見をいただいたところなのですけれども、新宿、そして新宿とそこに住む区民の方や事業者、大学、様々な方に対して地域の、安定・安全のために共有する理念になる条例が初めてできて、意義があるというふうに感じていると。今までは、全員が共有するような基本的な考え方がなかったので、意義があるというようなご意見を頂戴しております。

Ⅲ) 役割でございます。まず、町会・自治会の役割については、各町会は個性があって、加入を勧めるということも大事なけれども、町会がどれだけ魅力があるかということも大切なのではないかなというご意見、この条例は様々な取組の第一弾だと思っていると意見がありました。町会が地域に対してどのような役割を担っていくのか、それぞれの町会が考えていくということをご発言もありました。

それから、(ウ)なのですけれども、ある町会のご紹介で、自分たちでは町会に加入していないマンションの区民の方、そして若い世代とも挨拶をしているとありました。今後はお祭りのお手伝いに誘ったり、町会活動に参加してもらおうと考えているということで、今、条例の素案にも載っている町会・自治会の役割に沿って今も行っているというご発言をいただいたところです。

続きまして、マンション等建築主やマンション等管理者等の役割について、非常に多くのご意見を頂戴いたしました。全部はここに載っていないのですけれども、主なもの、あ

るいは同類のものは集約をした形で載せさせていただいております。

4 ページのマンション等建築主、マンション等管理者等の（ア）ですとか、（イ）ですとか、前回この条例のたたき台の中では、マンション等建築主と区の協議ですとか、そういう表現がございましたが、協議というのは一体何を指すのか、協議の内容が分からないことについて、ご質問や具体的に書いたほうがいいのではないかというご意見が、ここに載っているご意見以外にも多数出たところでございます。

また、ここで言いますと、（カ）でございますけれども、建設中やこれからのマンションは条例によって取組ができると思うが、既にあるマンションについても、加入を促進する取組ができないかというようなことで、既存のマンションについての目配り、配慮について希望されるお声というの、幾つか出たところでございます。

5 ページに進みますけれども、一番上の（チ）でございます。

区内マンションがどんどん建設されていく中で、条例によって建築主と協議のテーブルに着けるということは、町会もその住民と接点ができるということで、非常に重要だということです。オーナーや建築主とパイプをつくるということが、非常に大切だというご発言をいただいています。

そして、（ニ）でございますけれども、マンションの管理組合から町会加入に否定的な応答を言われるとありました。マンション住民に対して、町会加入を促進するようなチラシの配布はできないということで、入り口の段階でシャットアウトをされているという実情を、幾つかの町会からいただいているところでございます。

そして、（ヌ）マンション住民の方には、町会の一員、まちの一員だというような意識を持たせるようなことを一番大切にしていきたいというご発言もいただきました。

その下、事業者の役割に関するご意見では、（ア）事業者へのアプローチはどのようにしていくのか、（イ）イベントのときの場所の支援など、企業との協力連携は不可欠であると。もちろん活動の主体は町会なので、町会からも積極的に働きかけて、協力を得ることを怠らないようにしたいということで、自分たちも働きかけをしようと思っているというご発言をいただいております。

そして、区の責務に飛びますけれども、Ⅳ）区の責務です。区の責務、条例の周知等になりますけれども、（イ）条例はマンション業界や建築業界にも周知をするのかというようなご発言をいただいております。

6 ページにまいりまして、（エ）の上の、（ウ）の一番最後の行ですけれども、区も、地

域の町会も含めて条例の情報発信を積極的にしていただきたいというご発言をいただいているところでございます。

その次のV) 施策の推進については、非常に様々なご意見やニーズをいただいているところです。この概要版のほうには全て載せることはできませんでしたが、町会・自治会の持続可能な組織づくりや、地域のコミュニティの基盤づくり、総合的な、快適なまちづくりというところで、それぞれ取組についてはご意見をいただいたところでございまして、詳細については後ほどご覧いただきたいと思いますと思っております。

いただいたご意見については、できる限り条例の素案に反映をしたり、それからこれからの施策の検討に反映していきたいというふうに思っているところです。

説明については以上です。

A委員 どうもありがとうございました。

中身も非常に濃く、かつ、こういう行政の説明会とかをやると、いろいろと行政に意見があるけれども、町会・自治会の方とかは、自らも活動主体なんだということで、そういう反応をされたという意見もたくさんあったようでございまして、新宿区の町会・自治会のよい面があらわれた意見交換だったのではないかと思います。

私もいろいろなところに関わっていますが、宮崎市で20年ぐらい前になりますけれども、地域コミュニティ税をとるというので、住民税に500円上乗せ課税してとるという話で、あのときは蜂の巣をつついたような騒ぎになって、自治会費の二重どりではないかという議論が出てきて、各自治会に説明に行くということになって、大変だったと聞いていますが、今回の新宿区のこの取組は、それに匹敵するような非常に丁寧な取組であると思いました。

中身は、主として資料2、つまり次の議題で条例の素案に取り込むという目的で行われたことで、現に取り込まれておることなので、ご報告でしたので、次の議題にいったほうがよろしかろうと思います。

では、次の議題に進めたいと思います。

次は、次第の3番です。(仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例(素案)及びパブリック・コメント制度の実施について事務局からご説明をお願いいたします。

地域コミュニティ課長 (仮称)新宿区町会・自治会活性化推進条例の素案とのご説明申し上げます。

説明に使う資料は、資料の2と資料の3になります。

これまでこの検討委員会でも、骨子案の作成から、それからたたき台、そしてこれからのいよいよ区の案として条例素案のパブリック・コメントを実施していきます。こちらのご説明をさせていただきまして、パブリック・コメントをこの後、実施をしてみたいと思いますけれども、それについてご説明をさせていただきたいと思います。

資料の2からご説明いたします。めくっていただきまして、条例の素案の構成ということで、こちらは骨子案やたたき台から変更を行ってございません。

めくっていただきまして、4ページ、5ページをご覧ください。

たたき台のときも骨子案との比較を、対比ができるような形での資料組みにさせていただきましたが、今回の資料は、左側が今回の条例の素案、そして右側が条例のたたき台ということで比較ができるような資料になってございます。中に、赤字になっているところ、こちらがたたき台から変更したり、あるいは追加をした部分です。

今回、まず前文についてでございますけれども、素案をご覧いただきまして、まず一番最初が、新宿区の地域コミュニティの形成のプロセスということで、どういうふうに形成をしていったのかというところが出だしになってございます。

また、その次が町会・自治会が、地域コミュニティの中で中心的な組織として、どのような役割を果たしているのかというようにところを語ってございます。

その次の段落が生活様式の変化、それから価値観の多様化によって、町会・自治会の今の現状、課題を記載してございまして、この町会・自治会の活性化を図り、地域コミュニティを支える町会の取組を、次世代につないでいくことの大切さというのを書かせていただいているところでございます。

その下が、新宿区で活動をされている、あるいは住んでいらっしゃるというような各主体についての書き込みになりますが、在勤者、在学者、それから外国人の方の割合も高い、様々な方が活動する多様性のある自治体という中で、区民、地域で活動する様々な主体が新宿区をわがまちと捉え、相互理解と思いやりの気持ちを持って地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加、協力、連携することが、この町会・自治会の持続的な発展につながりますというようなことで、この地域コミュニティの目指す姿、地域コミュニティがどうあるべきなのかという、そういうことをここで強調させていただいているところでございます。

5ページのほうでは、点線の部分になりますが、私たちは、永く、地域の課題に対して皆で考え、行動し、解決していくことで、ここに住み続けてよかった。ここで働き、活動

してよかったと思える地域コミュニティを地域全体でつくっていく必要があります。最後赤字になってございますが、町会・自治会の活性化を図ることにより、将来にわたり地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現する決意を込め、ここに、この条例を制定しますとさせていただいているところでございます。

6 ページをご覧ください。

総則の部分になりますが、目的でございます。たたき台との比較でございますが、こちらの修正の理由につきましては、町会・自治会の活性化のために必要な施策に取り組むというふうにございますけれども、その取組を行う主体を明記させていただいたという変更になります。

この条例は、町会・自治会の活性化の推進に関わる基本理念を定め、町会・自治会、区民、事業者、マンション等建築主、マンション等管理者等、小中学校、高校、大学、専修学校等その他地域活動団体の役割及び新宿区の責務を明らかにするとともに、区、区民及び地域で活動する様々な主体が連携し、町会・自治会の活性化のために必要な施策、(以下「活性化施策」という。)に取り組むことによりということで、変更をしているものでございます。

7 ページ、これは定義になりますけれども、こちらは、マンション等建築主、それからマンション等管理者等の定義が替わってございます。こちらは、法務担当のほうとやり取りをさせていただく中で、実際に対象に漏れがないか、そういったことの観点から書いているものでございます。

また、マンション等建築主については、たたき台でマンション等の建築主(建築基準法に規定する)ということで、これだけ読んでもなかなか分かりにくかったという部分がございますので、こちらについては、具体的に書かせていただいたところです。

マンション等管理者等につきましては、(ア)、(イ)、(ウ)とございますけれども、まずは管理組合、そして(イ)は、所在するマンション等の区分所有者を代表する者、そして(ア)と(イ)に掲げる者から委託を受けて管理を行う者ということで、管理会社等を指すものでございます。

8 ページをご覧ください。

定義の続きになります。地域活動団体につきましては、前回の委員会で、O委員やE委員からご指摘を受けたところでございます。

まず、順番については、この地域活動団体で示されているこの活動分野につきましては、

前文に出てまいります分野の順番にそろえたことと併せまして、ここに前回は高齢者の分野が入ってございませんでした。各地区の意見交換会でも、やはり高齢者の分野というのは、ぜひ入れていただきたいというお話がございましたし、前回、E委員からも高齢者クラブは、ある程度、地域の中での重要な団体として活動をされているので、高齢者の分野はぜひというご意見もございましたところでございますので、防災・防犯、環境美化、高齢者、子ども、スポーツその他の分野においてということで入れさせていただいているところでございます。

9ページの基本理念については、変更はございませんので、説明は割愛させていただきます。

10ページ以降が、この条例の中心的な規定でございます役割の規定です。

一番最初の役割は、町会・自治会でして、たたき台からの変更はございません。町会・自治会の役割としては2つ、これまでの取組を次世代に伝えていくよう努める。そして、区民の方や様々な主体の理解、関心や参加、協力、連携ができるように、理解の促進や区民相互の交流、協働に努めるという役割を規定する予定でございます。

区民の役割につきましては、たたき台から変更がございませんので、割愛させていただきます。事業者についても同様でございます。

11ページの一番下、マンション等建築主の役割について、説明をさせていただきたいと思います。

たたき台と見比べていただきまして、まず赤字になっているところでございますが、マンション等建築主の2つ目、マンション等建築主は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、または連携するよう努めるものとするということで、たたき台に入ってございませんでしたが、追加をしたものでございます。

やはりマンション等建築主につきましても、地域コミュニティの一員として基本的な考え方は、ほかの主体と同様であり、追加をすべきであろうという判断をさせていただき、入れさせていただいたものでございます。

また、3つ目でございます。マンション等建築主は、マンション等を建設するときは、町会・自治会との連絡先を区へ報告しなければならないという表現になってございます。たたき台の段階では、区と事前協議をしなければならない、引き継ぎをしなければならないという表現になってございました。

各地区を回る中で、先ほど結果概要をご紹介させていただきましたけれども、区との協

議では、内容が非常に分かりにくい、具体的に何をするのかというご意見を多数いただいたところでございます。

説明会の意見交換会の中では、口頭で説明をしたところですが、協議の内容として区が考えていたのが、町会・自治会との連携に係る窓口を設置して、区へ報告をするということが、町会の皆さんからのリクエストが一番多かったので、それを協議事項と考えていました。

また、町会から加入のご案内やチラシの配布など、周知協力の依頼があったときに、それにきちんと対応すること、町会・自治会の皆様から話合いのお申出があった場合には、きちんと応じることということを、協議の事項として考えているところでございます。

今の3つ目でございますけれども、町会・自治会との連携に係る連絡先を、区へ報告しなければならないということを明記させていただいてます。報告をする様式の中で、先ほど申し上げました加入のご案内やチラシの配布の周知協力については守ること、話合いがあった場合には応じることということを、様式の中にあらかじめ記載をさせていただくことを考えてございまして、こちらの報告については、その近隣の町会・自治会の皆様に情報提供するということも、その中に明記をする予定でございます。

12ページをご覧ください。

マンション等管理者等の役割でございます。こちら4つでございます。2つ目につきましては、先ほどの建築主と同じ理由でございまして、今までは入ってございませんでしたけれども、地域コミュニティの一員としての意識、考え方を、やはりほかの主体と同様に持っていただくというような必要があると考えまして、2つ目を新たに入れたものでございます。

また、3つ目につきましては、マンション等管理者等は、町会・自治会との連絡先を区へ報告しなければならないというのは、先ほどの理由と同じでございます。たたき台をご覧くださいますと、マンション等管理者等は、マンション等建築主が協議した事項を引き継ぎ、遵守するものとするという表現ですと、結局、新たに管理者が替わって窓口となる主体が替わった場合で、報告をしてほしいという意図が、前のたたき台では、なかなか伝わらないだろうということがございまして、それぞれの主体の条文に、町会との連絡先を、区へ報告しなければならないということを明記させていただきました。

また、4つ目をご覧ください。町会・自治会との意見交換会の中で、少なからず出ていたご意見で、条例施行前の既存のマンションについての目配りについてでございます。

3つ目は、条例の施行前に管理を開始したマンションを除くということで、通常の、これから新設をされるマンションについてです。

4つ目は、既存のマンションについての規定でございますが、こちらについては、町会・自治会の要請に基づく区の求めに応じて、町会・自治会との連絡先を区へ報告するよう努めるものとするということで、条文を新たに設けることで、既存のマンションについても規定があるんだということを、分かりやすくさせていただきました。

ただし、既存のマンション、区内に多くあるということがございまして、こちらについては、町会・自治会からの要請に基づき、区が求めを行ったマンション等に限るということと、それから条例施行前に建ったマンションについて、義務規定は定められないというのが、法務の決まりなので、努力規定になっているところでございます。

12ページの一番下、小中学校、高校の役割の案につきましては、たたき台からの変更はございません。

そして、13ページ、大学、専修学校等の役割についても変更はございません。

地域活動団体の役割については、参加、協力、または連携という修正が入ってございまして、意図や趣旨は変わってございませんが、ほかの主体と合わせたほうが分かりやすいだろうということで、合わせさせていただいたものでございます。

最後、14ページをご覧ください。

区の責務でございます。

3つありまして、一番上の赤字につきましては、たたき台では条例の趣旨ということで、なかなかこの趣旨というのが何なのかというのが分かりにくいというご指摘もございましたので、区はこの条例の目的や基本理念が認識されるようにということで、具体的に趣旨の中身、目的及び基本理念というふうにさせていただいたところです。

そして、2つ目ですけれども、地域と連携してという表現ですと、言葉の統一感がないという、こちらも法制的なやり取りの中で、区は、町会・自治会や区民及び地域で活動する様々な主体ときちんと連携して、活性化施策に取り組むものとするということでの言葉の修正です。

そして、3つ目は、新たに設けたものなのですが、先ほど申し上げましたマンション等建築主、そしてマンション等管理者から報告を受けた、その町会・自治会との連携に関する連絡先を、その所在する地域の町会・自治会に提供するということを合わせ鏡のような形で、区の責務にしっかりと明記をさせていただいたものでございます。

そして、施策の推進です。こちらは1つ目は文言修正になりますけれども、区長は、活性化施策を総合的に推進するための計画を定めるものとする。そして2つ目でございますけれども、区、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体は、活性化施策を総合的に推進するための計画を踏まえ、活性化施策に取り組むものとするというところで、地域全体でこの町会・自治会活性化、そして地域コミュニティの活性化、ひいては暮らしやすいまちづくりに、みんなで取り組むという記載にさせていただいたところでございます。

資料の2の説明は以上になります。

続きまして、資料の3の説明でございます。

こちら、条例の素案についてのパブリック・コメントでございます。

今回、条例案の上程に向けまして、区の手続といたしまして、区の重要な条例につきましては、パブリック・コメントを実施して、広く区民の皆様からご意見を募集する。それを条例案に反映するという手続を踏むことになってございます。

実施期間でございますが、7月15日から8月14日までの1か月間を予定してございます。意見を提出できる方は記載のとおりでございまして、資料の閲覧・配布場所につきましては、地域コミュニティ課や特別出張所を含みます区内の幾つかの箇所で配布をするものでございます。

こちら、資料の3をめくっていただきますと、裏面がパブリック・コメントの意見用紙になってございまして、こちらは、区のパブリック・コメントを実施する際の決まった様式の形式になってございます。

その次についてございますのは、条例素案の概要ということで、1ページ目から条例制定の背景、そして条例の構成、2ページ以降が、各条例の項目、前文から始まりまして、目的や定義、そして基本理念、4ページ以降が各主体の役割、そして一番最後が区の責務、施策の推進ということで、こういったパブリック・コメント用の資料を、パブリック・コメントの資料として、地域コミュニティ課や特別出張所等々に配布、設置をして、ご意見を募集したいと思っております。

資料の閲覧、配布につきましては、区のホームページからもご覧をいただけるようになってございまして、資料の3の1枚目にQRコードがあるのですが、こちらはまだ7月15日の午前0時から、このページが開放されますので、今こちらのQRコードにかざしていただきましても見られません。

意見用紙を郵送、ファクシミリ、窓口にお申込みをいただくのと併せて、区のホームペ

ージからお寄せいただけます。説明については以上になります。

A委員 どうもありがとうございました。パブリック・コメントにつきましても、資料3に基づきまして、ご説明いただきましたけれども、そちらについてご質問、ご意見をいただいても構わないのですけれども、主として、資料2の条例の素案そのものについて、いろいろと感想、ご意見、ご質問等をお伺いできればと思います。

これは、やはり非常に重要な今日のメイン議題ですので、全員にご発言いただきたいと思っております。それでは、ご意見を伺いたいと思います。全員にご発言いただきたいので、順番にとも思いますけれども、まず最初にご発言したいという方は、ぜひそのようにお願いいたします。いかがでしょうか。

では、区役所の委員の方からお願いします。

山口委員 戸塚特別出張所長の山口です。前回のたたき台から素案を見させていただいて、大分具体的になって、実際出張所の立場でも、いろいろとイメージするものができてきました。特にこちらの資料2の12ページのマンション等管理者等というところの役割で、一番最後で、町会・自治会の要請に基づく区の求めに応じて、町会・自治会との連絡先を区へ報告するようという、具体的な内容になってきたので、実際、町会や自治会さんがどういう求めを、どういった要望があるのかというのをよく出張所としても捉えて、マンションなどと話をしていけるようになったのではないかと感じました。

A委員 出張所、特に最前線でご対応いただくこともあるのだろーと思いますので、大変心強いご発言をいただきまして、ありがとうございます。

菊島委員 総合政策部長の菊島です。この間、条文の実際のつくりを庁内でも議論させていただいてつくり込んでおりますので、この素案に対する意見ということではなくて、ぜひ委員の皆様にもご覧いただいて、ご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

A委員 ありがとうございます。

どちらかというと、当事者というか、提案している側というお立場ですよ。

H委員 では、私のほうから一言お話しさせていただきます。全体的な構成につきましては、大変に以前からこの構成で大体まとまっていたわけでございますけれども、内容についてこの赤字で書いていただいたところが、相当論議をしたところだと理解しております。

また、私自身も自分の地元の方たちの意見を聞く機会もございまして、その人たちの意

見というのは、ちょっと断定的なことが多いのです。つまり何でも、組織に入れば、必ずしなくてはならないというようなことにしないと、私たちはどうしても動きづらいと、そういうような話があったわけです。

しかし、いろいろこの話を進めていくうちに、それなりの区の立場、それから地域住民、我々役員の立場というようなものを、やはりそれぞれが理解するようになりまして、必ずしもしなくてはならないという、そういう断定的なことを羅列するよりも、皆さんが仲よく助け合うという精神をまず第一に持って、その上で、条例をつくる大きな基としなくてはいけないんだろーうということが、だんだん皆さんに理解してきていただいたのかなと思います。

実は私、昨日も東京都の町会・連合会のほうに初めて参加してきましたのですけれども、東京都でも、例えば災害物資を補助しようというような問題が起きたときに、やはり地元の町会とのしっかりした連携や話し合い、あるいは相互による協働の避難訓練、そういったものを一緒にやることによって、補助を受けることができるということを東京都は考えて、我々に示していただきました。

つまり、そういったことが必ずしも「なくてはならない」という表現よりも、「そういう努力をするんだ」という思いが、だんだん皆さんに浸透してきたのかなと思っています。

A委員 地元の役員の方、あるいは会員の方とも議論いただいて、それを吸い上げていただいているということで、大変ありがたく存じます。ありがとうございます。

F委員 今日のこの素案を拝見しまして、大分庁内でもまれたような跡がうかがえると思っております。何回か重ねるうちに、条文のほうも大分まとまってきて、分かりやすくなっているのではないかと思います。

その中で、特に地域コミュニティの大切さが謳ってあると、読まれると大体分かるのかなと思います。それから、住民の方々、コミュニティの一員としての自覚を持ちましょうねというところがうかがえるのが、特に素晴らしいところではないかなと思っております。

あと、マンションにつきましても、事業者、あるいは建築主等については、町会との連携を持ちなさいよという、努力義務も含めて明記してあるので、町会としても接点は持ちやすいのかなと思っております。

ただ、マンションの住人の方々と町会とどういうふうに接するかというのは、まだちょっと伺えていないので、その辺もマンション業者と区との話の中で出てくればいいのかもわからないですけど、その辺も分かりやすく、住人の方もコミュニティの一員なのですか

ら、町会とコンタクトをとってくださいという文言があってもいいのかなというふうに思っております。

全ての、万人の方が納得するような条文というのは無理なのでしょうから、私は大変よくできているのではないかなと思っております。以上です。

A委員 マンション住民の方の責務についてありましたけれど、何か事務局でお考えがあればお願いします。

地域コミュニティ課長 F委員のほうから、マンションの建築主や管理者、その中にマンションにお住まいの方についてのニュアンスといいますか、マンションにお住まいの方というのをどういうふうに扱うのかというのをもちろん考えさせていただいているのですが、マンション住民の方というのは、区民の定義といいますか、区民であるというようなところで、役割としても担う立場と考えております。

ただ、接点づくりや地域への関心を持っていただくという意味では、やはりこの条例の役割で示すだけではなくて、何かそのアプローチを、町会の皆様と一緒にやっていかなければいけないと思っていますので、引き続き、コミュニティの施策で考えていきたいと思っています。

A委員 この条例は、前から私、活動重視でなかなかいいなと言っているのですが、その中で考えていくことができるだろうということでした。

さっきのマンション等の連絡先を区に伝える中で様式をつくるとおっしゃいました。様式の中で、マンション住民の巻き込みみたいなことを書かせるような、そういう様式をつくることもできるのかなと思いました。

簡単な確認なので、私から質問させていただくと、その様式というのは、区長の制定する規則の中につくるという、そういうイメージですか。

地域コミュニティ課長 様式自体は、定める必要はあると思っているのですが、規則なのか、それとも要綱なのか、その辺はまだ決まっていないのですが、一応様式を決めていくことを考えています。

A委員 分かりました。区長が定める規則か、または内部的な要綱か、いずれ、きちんとした形で制定されるものの中に、そういう様式をつくっていくということは、そこは少し工夫していただくと、F委員のおっしゃったことも少し含まれていくのかなというふうに感じます。ありがとうございました。

では、お隣、お願いいたします。

G委員 資料1で意見交換会の中で、私も以前から思っていたのですけれども、地域コミュニティのイメージ図みたいな、分かりにくいですよというふうな意見が出ていて。ただ、パブリック・コメントからは、あまり変わっていないような感じで、マンションのところはマンション等だけついているような感じなのですから、ある種コミュニティの一員の、こういう図ではなくて、構成員みたいな形で、言葉で1から書いたほうが、分かりやすいのではないかなというのが、今日ちょっとこの資料を拝見して思ったので、ここに字ばかりなので、漫画的なものがあるのもいいかなと思うのですけれどもイメージで書いてしまうと、「イメージって何ですか」と突っ込まれそうな気がしたので、どうでしょうかというのを伺いできればと思いました。

地域コミュニティ課長 コミュニティのイメージ図は、結構初期の頃から分かりにくいと言われながらも、少しずつ工夫をしながらこの形になって。この形といいますか、「これがいいよ」というようなものが見つけられず、今、使っているところなのです。意図としては、地域の中にいろいろな活動をしている主体だとか区民の方がいて、その中に町会・自治会は地域コミュニティ活動中心で活動されていてという、静止画にするとなかなか表現が難しいのですけれども、テーマだとか、あるいは課題に応じて連携したり、あるいは連携主体が変わったりということを表現したかったのですが、なかなか難しいところです。

G委員 これは丸く書いているので、どちらかというと集合体みたいな、重なりがあるような感じであれば、連携があるのですけれども、これは恐らくそれがちょうどみんなぐちゃぐちゃになってしまって、結局分離されているような形の図になっているので、それだったらこういう図ではなくて、文字のほうが分かりやすいのではないですかねと、僕はそういうふう感じた。丸で書いてしまうと交わりがないようなイメージと受け取ったのでということです。

A委員 恐らく、字で表現するのが基本なので、字でちゃんと書いてあれば、図はあくまでもイメージを、理解するのを助けるためのものですから、そこはなるべく工夫していただくということではないかと思います。

O委員 今日ここに来て、ざっと見せていただき、また説明を伺わせていただいて、大変分かりやすくなっていることに感謝申し上げます。

そして、各10地区、3回の意見交換を丁寧にやっていただき、意見を吸い上げていただいて、これをまとめていただいたことにも、これまでそういった丁寧さというか、そう

いったものはあまり私たちの町会連合会とか町会ではなかった、なかったというか、今までに比べてとても丁寧にやっていただいたということは、各地区町会、あるいは会長たちも、この条例についてすごく関心を持っていただき、今後はこれが生きた条例になっていくのではないかなと私は感じさせていただきました。

そして、この条例が出来上がっても、それぞれの町会・自治会の方たちに効果的に活用、利用していただかないといけないと思うのです。そこが一番大切だと思います。

そうしましたら、最後に、施策の推進の2つ目、区、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体は、活性化施策を総合的に推進するための計画を踏まえ、活性化施策に取り組むものとするという、この一文を入れていただいたことに、大変私はよかったと思っています。

この条例がせっかくできて、なかなかこういった条例というものは今までも、できて効果的に活用するということが少ないと思うのです。ですけれども、こういったもので、ぜひ各町会や自治会が、条例ができたからいいわと、やりやすくなったというだけでなく、もう少し自分たちからも進んで効果的に住民に声をかけたりということで、活性化に努めていただきたいなと思って、この最後の一文がとても私は感激いたしました。

それともう1点、先ほどのG委員のイメージ図の件で、全部これが1つずつ離れていきますので、少しずつ、全部1つの町会・自治会にまとめて交じわせなくても、お互いに少しつなげるといいのかなと思いました。

A委員 この条例は活動重視ということで、かつ推進計画をつくるというところまで書いてあります。検討委員会は、あと2回あるということがこの間、確定いたしておりました、特に最後のほうはそういう推進計画のご相談もあるのかなというふうに聞いておりますので、そこは非常に私も楽しみにしているところです。ありがとうございました。

ちょうど1時間経過したので、休憩とさせていただきます。

(休 憩)

A委員 再開したいと思います。

では、特にご発言のお申出が、今やりたいというのがなければ、順番どおりにお願いいたします。

P委員 地域コミュニティの町会と一緒に、一員として自分たちの住んでいるまちを守っていくんだというところが入っていて、いいと思います。その中で、今まで町会費をいただいているところで、マンションもたくさんあるのですけれども、そこで班長さんが急

に亡くなってしまっていて、そこに住んでいないマンションの持ち主の人が分からなくて、区もよく分からないということで、亡くなったところの息子さんとかに調べてもらってやっと分かったのですけれども、こういうことが、この条例の制定でなくなるのかなと思っています。向こうはちゃんとお支払いしたいという気持ちがあるのですけれども、分からなく、うちのほうがだらしのないわけではなくて、その方が急に亡くなってしまったもので分からないことが、そういうことが、亡くなったりして、区との連携のおかげで、今までどおり一緒に活動していくことができるのかなと、調べることがなくなるのかなと思いました。以上です。

Q委員 今回、事務局の方には大変努力をいただきまして、町会を運営する立場からいただきまして、大変後押しとなる条例を作成していただきまして、本当にありがとうございます。

特に、マンションなのですけれども、役割の⑤のところと。管理者等の最後の4つ目のところと、それからあと、IVの区の責務のところの最後のところの、マンションの連絡先を相反するところをつけていただいたところに大変感謝をしたいと。運営するほうからお礼を言いたいと思います。

我々はここで、門扉をここで開けるわけなので、いかにしてその地域コミュニティの活動を、住民の方々に魅力あるものを提供するというか、そういうものをつくれるような、やはり町会活動を今後創作していかなければならないなという、新たな責任を感じているところではございます。以上でございます。

N委員 私からは2点、コメントをさせていただきたいと思います。

まず1つは、意見交換会等で本当に多くの意見が寄せられたということは、参加された方のやはり思い、本気というところも、この意見の数にはあらわれていたのかなと思っています。この多くの意見を、全て耳を傾けて読み取られて、さらにそれを条例にするという観点で、分類ですとか精査をされて、このようなシンプルな資料に、表現にまとめられたというところ、またシンプルで強いメッセージ、内容にまとめられたというところは、本当にご苦勞があったものと推察いたします。まずはお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

2つ目ですけれども、またこの多くのご意見というところが、これまでもいろいろ寄せられていて、この場でもいろいろな意見が出てきた中で、表現について、強制力を伴うような強い表現だと、ハレーションがあるのではないかというような懸念も出ていまして、

一方で、ではそれを回避しようとする曖昧な表現になるといったところも、この場でも意見交換会でも出ていたかなと思うのですけれども、それらが1つのソリューションで解決されたなど、すごくビビッドに感じています。

区長という表現も含めて、区が主体の一員であり、区の関与とコミットメントというのが、とても明確になったというところで、そういったこれまで出てきた、相反する課題のところが、一気に解決したというふうに変に感激いたしました。

こういった区が主体の一員であるというところが、様々なところで読み取れるものになっているということで、前文にも、決意というワードが入っておりますけれども、町会・自治会の皆さんだけでなく、区の決意、本気というのが全ての区民、私も含めて、これは全ての区民に対するメッセージ、条例なのでオフィシャルであることは自明ではあるのですが、より区のコミットメントというのが明確になったところで、オフィシャルなものとして、区民1人1人が自分のことなんだというふうに読めるものにしていただけたかなと思って感激いたしているところです。

以上でございます。ありがとうございました。

A委員 ありがとうございます。素案に対して積極的な評価をいただき、ありがとうございます。法制担当と協議する中で、主語をはっきりさせるといったようなこともあって、区の役割、区長の役割が明晰になったというのは、そのとおりだと思います。

M委員 私も、このようなたくさんの皆さんのご意見を、こういうふうな1つのものにまとめられたというので、かなり大変時間もかかりますし、労力もかかったということで、とても感謝したいと思っています。

それで、もう少しこういうふうにしたらいいいのではないかなという感じたことが少しありました。それは何かといいますと、役割のところ、①の町会・自治会のところになります。そこに活動の報告とか、あと、お金の使い道の報告というのやはり入れたほうがいいのかというふうに思っています。それは当然と言えば当然なのかもしれませんが、やっているところとやっていないところもあったりするので、そこはちゃんとやるということとを踏まえたほうがいいのかと思います。

マンションで金は出しているんだけど、会計報告とか、活動報告がなくて、どうなっているか分からないというような話を聞いたことがあるので、やはりそこは公金なので、しっかりと報告したほうがいいのかというので、挙げてみました。それは、いるかどうか分かりませんが、ある程度やっていくべきものなのかなと思いました。

それとあと、同じ役割のところなのですけれども、12ページのマンション等管理者等のところ。協議というのは、どういう内容かなと思ったら、連絡先のことを聞くということで、ただいまご説明がありました。

ただ、コミュニティを関係よくつくるということであつたら、連絡先を役所に伝えるというよりも、町内会長さんに伝えるという、そういう関係をつくっていくというところのほう、本来なら望ましい関係ではないのかなと思っています。

でも、なかなか今こういう時代なので難しいから、まずは役所の人が入って、取り持ってくれるところの一段階という意味合いを感じました。でも、それはお互いやり取りできるという、そういう関係がつかれるようにしていきたいなというふうに思っています。

マンションの理事長が毎年変わってしまうので、いちいち、それで会長さんに伝えると大変だということもあるのかもしれないのですけれども、そこは挨拶がてら、お互いに顔を合わせていくということも必要かなと思っています。

次が、区の責務のところなのですけれども、ここのところ、この条例とか活動の評価というところもここには、区の責務の中に入れていく必要があるのかなというふうに思っています。ただ、評価は、区がやるだけではなくて、関わる全員がやっていく必要のものだと思うので、まずは音頭をとっていくのが区の役割として考えていただけないかなというふうに思いました。

それから、パブリック・コメントがあるのですけれども、この条例のパブリック・コメントに関して、マンションの建築主とか、それからマンションの管理者等に対する意見というか、これは、もらったほうがいいかなと思っています。それはなぜかという、こういう段階から周知がもう始まっているんだと私は思っている、もらえるようなきっかけができればいいかなと思っています。

ただ、意見を提出できる方の中に、5番目に利害関係があると認められる方とあって、その中にマンション等関係者が入ると言えば、まさか自分たちがこの中に入っているというふうに思っていないかもしれないので、意見を求めてもいいのかなと思いました。以上です。

地域コミュニティ課長 どうもありがとうございます。

今回パブリック・コメントの期間中に、地域説明会を2回ほど実施する予定なのですが、M委員がおっしゃったように、マンションの関係の事業者、その方たちには、条

例を今検討しているんだということは、このタイミングから周知も兼ねて、積極的に発信していきたいということもございまして、ご意見をいただける機会として説明会を開催したいと思っています。

マンションの管理者の方たちにも、マンションの管理組合の方にも、こういったパブリック・コメントをやるというお知らせ、それから区内の建築事務所協会にもご案内をするということで予定をしているところです。

それから、様々今そのほかにご意見ということでもいただきましたけれども、まず町会の役割の中の会計報告ですとか、活動のご報告というようなことなのですけれども、10ページです。町会の役割の中に、活動への理解の促進というような表現をさせていただきまして、事務局のほうも委員のご指摘の趣旨、非常に理解をしているところでございます。

この検討委員会でも一番最初の初期の骨子案をつくるタイミングの中で、そういったご意見、ほかの委員、たしかE委員だったと思うのですけれども、いただいたかと思うのですが、条例上の表現としては、活動への理解の促進の中に、そういった活動の透明性ですとか、会計の透明性についても、この意味を込めて、こういった表現になっているというふうなところでご理解をいただければというふうに思います。

それから、マンション等管理者等の連絡先、本来は区ではなくて町会と直接やるのが望ましい姿なのではないかといって、まさにそのとおりかと思います。これまで昨年度からの検討の中で、やはりどうしても把握の難しさというご意見を多数いただいているところでございまして、区のほうで連絡先を把握するというのも、まず接点づくりの取組の1つですので、今回は手続規定にはなりますけれども、それぞれの役割に入れさせていただいたところでございます。

それから、区の責務のところなのですけれども、今回進捗管理というような話で言いますと、この条例に関しては理念型の条例ということで、成果ですとか、検証というようなことをこの条例に盛り込むのは、ちょっと難しいといいますが、すぐわないのかなと思っております。

それであれば、施策の推進の中で、今回推進プランをつくってまいります。その中で、この成果の確認ですとか、あるいは取組の見直しというのは、具体的なその取組の中で行っていったほうがいいのかというのが、現時点での区の考え方になります。以上です。

A委員 事務局、ありがとうございます。

私も同じような感想を持っていて、M委員がご指摘になったことは全くそのとおりというふうに思うことで、それを条例上どう表現しているかということで、事務局から今ご説明がありました。

条例の見直し云々については、私も推進計画を立てるということになっているので、そのいわゆるPDCAサイクル、それをやっていくことで、M委員のご趣旨が実現していくのかなと。活動している中で、この条例そのものはどうしても改正が必要だという話になれば当然そうになっていくし、この条例に基づいて検討していく舞台がある以上、M委員がおっしゃったような条例そのものの見直しというのも、もちろん排除されてはいないし、推進計画をつくるというところがポイントなのかなと思いました。どうもありがとうございます。

L委員 2点ほどお話をさせていただきたいと思っています。

まず1点目が、前文の第2パラグラフの後半の部分ですけれども、これまでいろいろと町会は地域コミュニティの発展に寄与してきましたという、これまでの、過去の問題を注視しています。町会・自治会等は安全安心で快適な暮らしやすいまちづくりになくてはならない存在という文言ですけれども、これは次のパラグラフのところに、マイナスの影響を及ぼすおそれがあります。町会・自治会は安全安心という文言を入れた上で活性化を図り、伝えていくことが大切ですと移したほうが、私は、文章としてはよろしいのではないかなというふうに思っています。

2点目ですけれども、役割の中で、町会・自治会という単独町会・自治会になっているのですが、果たしてこのままでいいのでしょうかということです。町会・自治会、いろいろな温度差が各町会にあらうかと思います。それぞれの町会・自治会で集まっていたいで情報共有をして、それぞれのいいところ、あるいは発展すべき内容について、お互いに理解を深めていくという取組をどこがやるのかと思っています。単独の個別の町会・自治会がやるのでしょうかというようなことであるならば、大変申し訳ないのですけれども、町会・連合会とかいうようなところの役割も、ここの中に入れておく必要性はないのでしょうかということが2点目です。以上です。

地域コミュニティ課長 まず、町会の単体ではなく、例えば地区町連だとか、区町連のご提案については、前回の委員会の中でいただいたところです。それで、町会・自治会といったときに、やはり町会同士、あるいは地区町連、それから区町連というのが非常に、それぞれの段階で重要な役割を果たしているというのは、事実であると思っています。

条例の中で、それをどうやっていくのかというのは、まだ少し結論が出ていないところではあるのですが、何かしらの書き込みをしたほうがいいのか、それとも町会・自治会が一番やはりそれぞれの団体の自主性、あるいは主体性を尊重したいというのが、この条例の推進の基本的な考え方になっているところではあるので、どういうふうなニュアンスで書き込みをするのか、あるいはこれは条例に書き込むのではなくて、逐条解説ですとか、それから施策の中でいろいろな地区町連、あるいは区町連の取組などをこれからやっていこうとは思っているところではありますので、そこでやっていくのかというのは、検討していきたいと思っていますところです。

パラグラフの修正については、ご意見として受け止めて、引き続き検討とさせていただきます。

A委員 ありがとうございます。

前文は、読んでみてL委員がおっしゃるようなほうが、流れがいいなと思われれば、まだ素案として確定したわけではありませんので、ぜひそうされたらよろしかろうと思います。

それから、今の地区町連とか区町連の位置づけの問題、なかなか難しいなとは思いますが、すけれども、これはそれぞれ自治会によっても違っていて、地区町連などは、あくまでも単位自治会の連合組織にすぎないので、連合自治会というものがあるわけではないんだと、すごくうるさく言うような自治体もあるのです。1つのやり方としては、町会・自治会の定義規定の中で、団体を言うというふうになっているのですが、団体及びその連合組織を言うとか、そういう書き方をしている条例もあります。だからそこは今後どういうふうに表現されるといいのか、さらにご検討いただきたいと思います。

K委員 私のほうからは、意見というよりは、今回これを見させていただいて、思ったことを言わせていただこうかなと思っています。素案の段階まで来て、非常に具体的な指示をした形になってきていると思っています。

そして、やはりこの今回、町会・自治会の一番の問題のところはマンションであるとか、そういう新しい住民とのコミュニティをどのようにつくり上げていくか、そのお手伝いを、この条例がどのようにしてできるかというところだと思っています。

先ほど、Q委員のほうからもありました、そういった新しい住民の方に、魅力ある町会・自治会をどのように運営していくか。

最近のSNSでも、非常にネガティブなものも多く発信されております。町会・自治会

に対して絶対に入らないとか、そういったものが拡散されている状況がありますので、そういったところが非常に逆風にはなりますが、本当に魅力的な活動を発信していくということを発信し続けていかないと、なかなか新しい人たちはSNS情報を当てにすることもありますので、そのあたりの取組というの、今後必要になってくるかなというふうに思いました。

そのまた魅力ある町会の活動に関して、この中の役割にある大学であるとかいうところの役割は非常に大きいというふうに感じておりますので、こういった条例が進んでいく中で、ますます我々の役割も考えておりますので、そういったところで協力をよりしていきたいなというふうには思いました。

そして、先ほどから出ていましたコミュニティのイメージ図ですけれども、私どもデザインを専門としてやっておりますので、いろいろご相談ください。いろいろアイデアは出ると思いますので、よろしくお願いします。以上になります。

A委員 ありがとうございます。

デザイン面でもご協力いただけるということで、ありがとうございます。

J委員 町会また連合会の代表の委員の皆様から、おおむね賛同を得られている様子ですので、私は、意見はございませんが、感想としまして少し面白いなと感じたのが、こうして前回のたたき台と今回の素案を比べてみますと、マンション等の建築主、管理者等の規定を除いては、そんなに多くの赤というか、そんなに多くの変更点や多くの条文が加わったわけではないのですが、やはり前回まで、そして前回の議論があって、以降にもこの意見交換会で町会の皆さんの意見を聞いて、それを区のほうでしっかり反映させていただいたおかげで、非常に凝縮したバージョンアップになっていますので、この条文の文言、一言一言に、何ならこの行間にまで、この理念が詰まったような、そういう印象を受けましたので、また今後の施策のほうに反映されると思いますし、その時点においては、また、事業者、大学として積極的に参画していきたいというふうに感じました。以上です。

A委員 ありがとうございます。

本当に、法令というか、条例らしい調子で、引き締まった感じになったなど、私も感じているところです。どうもありがとうございました。

I委員 もう皆さんの意見で、本当に先ほど言った皆さん積み上げられていると。7月15日からこれを見て意見くださいというのがありますよね。喫緊の話題として、国立か何かで、施工して完成したマンションを壊したというのが、世間では一番やはり大きなト

ピックスというか、この条例を見ると半分ぐらいマンションのことが書いてあって、マンション条例みたいに、深く読んでおかなかったらもう、すごく飛びつくような内容なので、これを7月15日から出すと、いろいろな意見が出るのではないかなというふうに個人的には興味を持っておりまして、これを受けてこの会議がどういうふうにもたこれを進めていくのかということも、皆さんの温度差が少し変わったのではないかなというようなイメージを持っているので、ちょうど7月15日から、変わった感じがどんどん入ってくるかもしれないので、それをまたご配慮というところで、その興味はあるというのが私の感想です。以上です。

A委員 ありがとうございます。

確かにマンションという言葉があるだけで、随分関心と呼ぶのかもしれないですね。ありがとうございます。

今、一巡ご意見をいただきましたけれども、さらにご発言になりたい方はいらっしゃいますでしょうか

F委員 1点、よろしいでしょうか。

先ほどM委員のほうから、町会の透明性についてのお話でしたがございましたけれども、こちらのほうの町会を預かっている者として、そんなまちがあるのかと、皆様に町会に入っていて活動に協力をしていただいて、ましてや町会費もいただいている。その使い道が、会員さんが分からない。何をやっているか分からないのは問題だと思います。半分公金ですから、町会費等、自治会費等は、それを私らが預かって、有効に運営をして町会行事をやっているわけですから、決して隠すところもないし、やはり公にしなければいけない。ですから年に1回定時総会を開いて、1年間の活動報告、それから決算報告、次年度の活動予定、そして予算組みと、全てつまびらかにして、私らは町会運営をしている。恐らく他のまちもみんなそうだと私は思っておりますので、もしお住まいのところで、そういう不透明性があるのであれば、しっかりと町会運営の方々にお話をされたほうがよろしいかと思います。

それからもう1点、L委員にお話しいただいた単一町会で、この条例を全部やっていくのですかというお話があって、現状の町連に関して、お話をさせていただきたい。

私ら約200の町会・自治会が新宿区にございます。その中、それが10地区に分かれて地区町会連合会というのがございまして、私は今その会長もやっております。その各町会の方々が集まって、代表が集まってやっているのが新宿区町会連合会、通称区町連と

言っていますけれども、ですから新宿区全体の町会の方々は、月に1回の区町連の理事会の中では、問題点があれば必ず出てきますし、行政からの連絡事項、それから問題点等々も、その月に1回の場合では必ず出てきます。

ですから、私らが思うには、その条例で細かくうたわなくても、現状やっていけば条例に関することは網羅できているのかなというふうに考えているので、あまり細かくうたってしまうと、町連もちょっと縛られてしまうのかなという気がします。

L委員 まず2点、今最初の話があった各町会の決算報告というのを出していない町会はないと思うのですが、問題なのは、その決算の報告の様式です。

例えば総会の経費とか、文書代とか、郵便代とか、そういうものの一部、主なものを書けば、使い道というのが具体的に町会の人たちに明らかになるのですが、ただ、会議費と、そこでとどめてしまって、その細部の節を書いていないというのが多いのではないのかということで、透明性の確保に問題があるのではないかとということで、そういった点についての記載の方法を、全体的に統一して、節まできちっと明らかに書くように指導していくことも大事だという点で今おっしゃっていると思います。

2点目が、町会連合会の文言を、手続について細かくここに書くと、役割を書くということではなくて、あくまでも連携するものとして、町会の中の連合体とか、それから各種の団体と連携を図るものとするという文言を一字加えることによって、連合体もそこには入るんだなということで、具体的に何をやれとか、細かくやれとかという規定ではなくて、役割の中に連合体という文言を入れるか入れないかで、随分違うというふうに思っています。

それから、一番お願いしたいのは、今、区町連で、各地区町連で集まって話し合っていると思うのですが、大変すばらしい活動をやっている町会もあります。先ほど私が、温度差があると言ったのは、各町会の中でも、やはりすばらしい取組をしているところ、あるいは若干問題があるところというふうなことで、それぞれ温度差があるので、そういった会議の場で、実はそれぞれの町会で把握されているのが、地区町連の役員の方だと思うのですが、こういうお互いに情報交換して、よりよい町会づくりをやっているかどうかという点で、指導をする場としても、区町連の会議の場が活用できるのではないかと、私は申し上げたということです。以上です。

F委員 先ほどの会計報告等について、うちは結構細かい詳細まで載せているのです。だから、その辺が、統一すればいいのかもしれない。それはやはり行政のほうから指導し

ていただくのも1つの方法かなと思います。

それから、町会によって温度差がある。毎月地区町連を会長さんがやっておりますので、そこで情報交換は結構やっているのです。ですから、そういうのは、やはり行政のほうから、いいところは指導していただくようにしてもらえればいいのかと思います。

地域コミュニティ課長 今、L委員さん、F委員からありましたように、ほかの町会のいい取組については、なかなか知る機会がなかったというような、各地区を回っている中で、そういったご意見も出てきた地区もございまして、地域振興部としては、こういった意見交換会の場のような、そういったほかの町会の取組も知れるような、そういう情報共有の機会づくりが今までは不十分だったところがございますので、その辺は区町連の会長様にもご協力といいますか、ご指導いただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

O委員 今、課長がおっしゃいましたけれども、2年くらい前でしょうか。各地区の取組を2か所とか3か所、町会の取組を皆さんに全地区に発信しているのです。ですので、そういうものをもう少し増やされるとよろしいのかなと思っています。

いろいろな地区で、「ああ、こういう取組もあるんだな」と、「ああ、こういう捉え方もあるんだ」というのが話題になっていますので、「これは、まねしてやってみようか」という町会も出てきましたので、ぜひそれは小まめに発信していただければと思っております。

A委員 ありがとうございます。大変よい議論になったかと思います。まさに推進計画の一部になるようなお話でいいですね。

会計については実は10年前ぐらいに、総務省の研究会をやったときに副産物で自治会の会計についての本を出し、そういうことについて、組織としてのベーシックなことについても、やはり推進計画の中で、ほかはどうやっているんだろうとか、先進的にやっていらっしゃるところから学ぶというような、そういう会としてやっていくといいのではないかなと、今から楽しみにしております。どうもありがとうございます。

ほかにご発言はございますか。

M委員 先ほどの町内会のお金のことですが、その町内会では会計報告をしっかりとされているそうです。ただ、マンションのほうには報告がいないという話を耳にしたことがあるので、そういうことで言いました。やっていないような表現になってしまったことは大変申し訳ありません。そうではなくて、やっていらっしゃるのですけれども、そういう連絡が来なかったということで、失礼いたしました。

A委員 いえいえ、大変その辺は分かっているつもりで、ほかの自治体とか、自治会が小規模なところってあるのですね。一桁世帯のところとか、そういうところになると、会計報告どころか、「今年はもう会費いいよ」とか、そういうところもあって、本当に千差万別ですので、いろいろなことがあります。

その意味でも、新宿区内の町会の推進計画の中で意見交換をするといったようなことで、重要な取組になるのかなと思います。

ほかにご発言ありませんか。

L委員 関連しているのですが、これから町会の例えば事業計画とか、総会にける事業計画とか、予算書とか、決算報告といったものは、なかなかいわゆる高齢者の方が増えていると思うので難しいかと思うのですが、ある意味で、今統一した様式みたいなものを提示して、これにできるだけ沿って、各町会について作成をしていただくようお願いしますというのを、この条例の施行を契機として進めていくんだと。そうすれば、例えば高齢者の方でも、「この様式に沿ってつくればいいのか」というくらいで、慣れてくれば、十分できるのではないかと。それが透明性を高めていくことにもつながってくるだろうというふうに思っていますので、ぜひともこれについては、ある意味では統一的な様式の設定に向けて、この条例の制定を契機に取り組んでいただくことが大事かなというふうに思っています。

B委員 条例に関しては、理念条例ということでスタートしていますので、この新宿区の方角性、町会・自治会に関する方向性もはっきりと見えてきたかなと。特に各プレイヤーの役割も明記されましたし、それから今L委員、それから、M委員からお話が出ていたような具体の今度は施策について、プランをつくるということで、きちんとその議論の場も用意するという、はっきりとした姿勢が示されているので、内容としては非常によくまとまってきたかなというふうに思います。

なかなか、たくさんの意見を聞いて条例をつくるというのは、委員の皆様からご意見ありましたけれども、大変なご努力で、特にこの数か月の間の事務局のご努力は大変なものでしたので、これだけきちんとまとまってきた条例というのは、なかなか全国でも例がないものかなというふうに思います。

ただ、これから皆さんがまたこのそれぞれの責務、それから役割に従って、このプランの中で施策をきちんと機能するものにしていくというご努力をしていただけるプラットフォームのようなものに、この条例がなっていけば、本当にすばらしいものになると思います。

す。

しかし、私の知るところ、こうした理念条例をつくって、それからプランをたたき台にして活動をずっと続けていくということがなかなか難しいので、今日お集まりの皆様には、ぜひプランを、皆さんの活動を醸成する場として、それから総合的に新宿区がこうした町会・自治会の施策を考える場として、きちんと機能するように、これから大切に育てていただけると大変すばらしい区になるのではないかなというふうに思います。

大都市でこういう試みをなさるとするのは本当に難しいことだと思いますが、ぜひその先駆けとして、しっかりと育てていただけたら、皆さんのご努力が実るかなというふうに感じた次第でございます。以上でございます。

A委員 私もこの委員会の最初に話をしろと言われて話したときに、新宿区の町会・自治会、しっかりしているんだというお話をしたと思います。それがこの委員会でも発揮されているように思いますので、B委員がおっしゃったように、この条例を今後生かしていくということで、もう東京都内と言わず、全国的にも1つの模範になることを期待しております。

マンション等に関しては、確かに関心も大きいと思いますけれども、法制的にというか、法制担当と協議をされて、こういう形で新宿区としてマンションに関する規定を整理されたというのは、結構これ大変なことだったと思うのです。マンションというのは、建物の区分所有等に関する法律という法律が一方であって、「建物」という字が使っているように、あれは一種の民法法なのですね。民法の特別法で、他方で建築基準法という法律があって、これはまた別な目的でつくられていて、所管している省庁も違う。国土交通省が所管している法律で、それぞれの意味があって機能しているわけなのですけれども、それが新宿区とか、その各町とか、そういう生活の局面では、それが融合してくるわけですね。

そのところで、町会・自治会の活動という切り口で、マンション等についてどういうふうに規定したらいいのかというのは、これは自治体として、新宿区として工夫しなければならないところで、それを法制的に十分詰めて、こういう形で整理をされたら、大変だったろうなというふうに思います。今回、かなりそこが煮詰まって出てきたなというふうに思います。

それから、ご説明の中にあつた、今日は特に議論にはなりませんでしたが、業者にももちろん罰則とかはありませんけれども、一定の義務を課するような、そういう文言のところがあつて、この条例の施行前、制定でしたか。施行後と、その前とで扱いを変えてい

ますよね。

やはり義務を課す以上は、制定後だと憲法31条以下の、あれは主に刑事手続に関する規定なのですけれども、刑事手続以外にも不利益を課すような、義務を課すような法律、条例等については同じような考え方がされる。適正手続に関する条文なのですけれども、その考え方からすれば、やはり条例ができた後に義務を課されるというのが適切な考え方であるわけです。

逆に言うと、制定前については、「こういうふうに努力してね」という程度にし、制定後は「きちんとかやってくださいね」という義務づけ的な書き方をする。このことによって、この条例に示される区と区民の決意ですよね。やはりマンションの管理に関わる方々には、こういうことをきちんとかやっていただきたいという、そういう決意なり、義務性というものが際立ったなというふうに、こういうきちんとか分けて書いていただいたのは、非常によかったなと思います。

それから、最後なのですけれども、町会・自治会との連絡先を区へ報告するよう努めるという、これは先ほど話題にもなりましたが、これとあと、最初のところの区の責務のところでも似た文言があって、マンション等が所在する地域の町会・自治会に連絡先を提供するという条文です。

当該報告に係るマンション等が所在する地域のと、同じような意味かなと思ったのですが、最初のほうの連絡先、日本語としてやや意味が分かりづらいので、もう少し分かりやすい言葉のほうがよいのかな。そういうことで、法制担当とも議論があったように、先ほど伺ったのですが、ここはちょっと分かりにくいという気がしますので、少し整理していただければというふうに思いました。

私は、まとめをする立場なのですけれども、十分いろいろな意見を言っていたきましたので、まとめというよりは割と細かく条例の条文についてお話をしてしまいましたが、ほかにご発言がなければ、この辺でこの議題を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、これで今日のメイン議題は終わります、大変有益な発言をたくさんいただきました、ありがとうございます。

それでは、次第の4です。条例に基づく推進プランの策定についてという項目に移りますかね。

では、これをご説明をお願いします。

地域コミュニティ課長 簡潔に説明させていただきたいと思います。

資料の4をご覧ください。

(仮称)新宿区町会・自治会活性化等推進プランの策定についてということで、先ほどから条例の中にも、施策の推進のところに出てございます計画、こちらについて、今現在検討を進めているところでございまして、本日は、概要になりますが、ご紹介をさせていただければと思います。

プランの策定について、3ページには背景、目的ということで書かせていただいておりますが、この3ページの一番下から3行目でございますが、総合的にこの施策に取り組むために、共通のビジョンとして基本目標、それから施策の方向性、今後どのような取組が必要なのかというところを明確に示す必要がございます。

この活性化施策を計画的、効率的、効果的に実施していくため、(仮称)新宿区町会・自治会活性化等推進プランを策定していきたいということで検討を始めているところです。

4ページ目は、プランの位置づけということで、このプランは、この条例に基づいて策定する計画になります。各施策を総合的に推進するための指針として位置づけたいというふうに考えております。計画期間のあくまでもこれは案でございますけれども、3年間程度と考えてございます。取り組んだ施策の進捗管理を行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行うというようなものです。

5ページ目は、これはあくまでも構成案で、第1章から第5章までというところで、推進プランの概要、それから第2章では、新宿区における地域コミュニティや町会・自治会を取り巻く現状、町会の例えば現状では、これまでの世帯数ですとか加入率の推移、それから、これまでやってきた区民等に対しますアンケート調査、町会・自治会の皆様に行ったアンケート結果を踏まえまして、現在の町会・自治会を取り巻く、そういった現状を示したい。

それから、第3章では、新宿区のこれまでの取組と課題、第4章では、地域コミュニティの活性化の推進に向けてということで、この地域コミュニティの目指す姿や基本目標、それから第5章では、施策の方向性と取組ということで、そういった構成案を考えている。そういった大きな指針、取組の方向性を示すものを考えでございまして。

6ページと7ページは、これまでもこの委員会でもご説明をしてきましたけれども、既に新宿区の中では、地域コミュニティの活性化や町会・自治会活性化に資する様々な関連事業というのを行ってございます。そうした中で、やはりこの条例を推進するために必要

な施策の体系としては、町会・自治会の持続可能な組織づくりや地域コミュニティの基盤づくり、そして安全安心で快適なまちづくり、こういう基本の柱に沿って、施策の方向性や主な取組というのを示していくということが必要なのかなというふうに考えているところでございます。

本日は概要ということで、今検討に着手している推進プランの概要になりますが、これから、次の第6回の検討委員会の中で、もう少し形が見えるようなものができてくる予定でございますので、そういった検討委員会の中でもお示しをさせていただき、ご意見を頂戴できればというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

A委員 どうもありがとうございました。

これはもう条例、正式に言うともまだ制定前ですけれども、推進プランのお話が今ございました。今後の委員会でも、もうちょっと具体的なことで、ご議論いただくということになっているようでありますけれども、現在のこの資料4の限りで、もしご質問等がありましたらお願いいたします。今日はよろしいですか。今後また議論になっていきますけれども。

では、今日こういうもう具体的な構想を示されたということで、お気にとめていただいて、次回以降、議論していただきたいと思います。

では、特にご発言がございませんでしたら、以上で第5回の委員会を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

